

## 6 工事着手までの流れと関係地域住民への説明について

中央新幹線の環境影響評価の手続きから工事着手までの流れについて図 6-1 に示す。

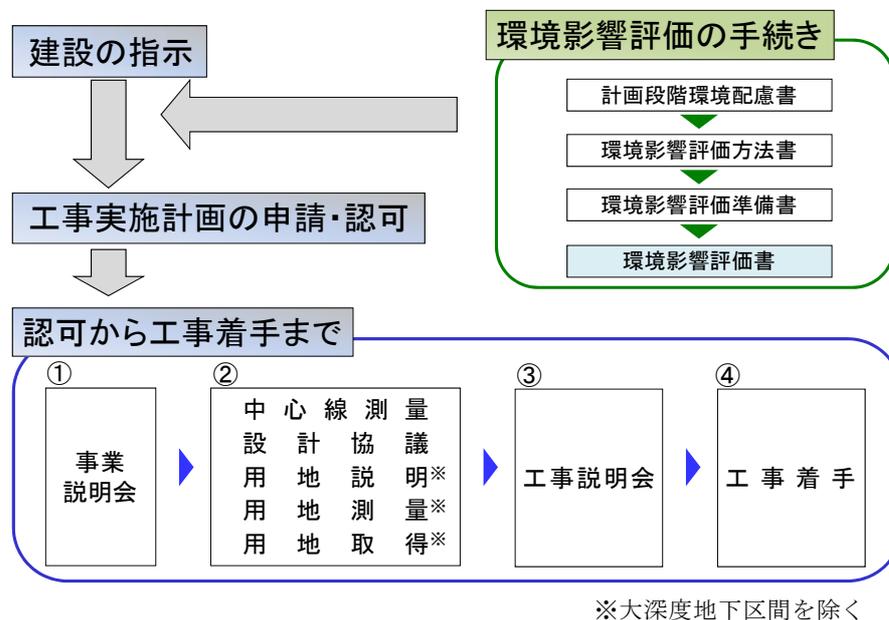


図 6-1 環境影響評価の手続きから工事着手までの流れ

法対象条例評価書及び補正後の評価書については、具体的な内容のご理解を深めていただけるよう、法対象条例審査書や国土交通大臣からご意見を受けたデータ等の追加や、環境保全のための措置に関する具体的な説明等、法対象条例準備書からの修正や評価書からの補正を行ったポイントについてわかりやすくまとめた資料や全体の概要をとりまとめた「あらまし」を作成し、法対象条例評価書及び補正後の評価書とともに公開する。環境保全事務所においても、法対象条例評価書及び補正後の評価書をご覧いただけるようにするとともに、ご質問に対しては直接話をお伺いして回答する体制とする。ご質問については、電話でもお受けする。環境保全事務所においては、超電導リニア自体の原理や特徴といった内容から、環境影響評価に関する内容まで、沿線の皆様のご質問やご意見に速やかに対応する。

法対象条例評価書及び補正後の評価書の全文、修正・補正を行ったポイントについてわかりやすくまとめた資料や、「あらまし」は、ホームページに掲載する。また、プレス発表の際にも、具体的かつ丁寧に、法対象条例評価書及び補正後の評価書の内容について説明する。法対象条例評価書は、川崎市長により 30 日間縦覧に供される。その後も、ホームページや環境保全事務所において、引続きご覧いただけるようにする。

工事実施計画の認可を受けた後は、速やかに事業説明会を開催する。事業説明会は、区単位あるいは従来の説明会より小さい地区単位での開催を考えている。内容としては、中央新幹線の事業を進める目的、工事実施計画の内容、施設や工事の計画の概要、工事中および供用後の環境保全の取り組み等について説明する。また、全体的なスケジュールのほか、測量や工事着手までの当面のスケジュールについても説明を行う。これまでの説明会と同様に、スライド等

を用いて説明を行うとともに、ご質問を頂く時間を設けて丁寧に回答し、よりご理解を深めて頂けるよう努めていく。特に環境保全については、法対象条例評価書及び補正後の評価書に示した内容のうち、地域住民の方々にご関心の高い部分を中心に、工事や施設の供用による影響や環境保全のための措置の内容について、山梨リニア実験線のデータや他の事業の事例等を示しながら、わかりやすく説明する。

事業説明会の後、中心線測量、設計協議等必要な手続きを行い、工事の着工に先立って、施工会社も交えた工事説明会を開催する。この段階では、施設や工事の内容、工事中の安全対策、工事用車両の種類や走行ルート・台数、場所毎に実施する環境保全のための措置の内容について、より具体的な説明を行うほか、工事中や供用後に実施するモニタリングの具体的な内容について、地元住民の方々に丁寧に説明する。

このほか、継続的な取組みとして、既に構築した関係自治体との連絡体制を強化し、より連携を図るとともに、既に環境保全事務所を各都県に設置しているが、工事に関しても地元の皆様からのご意見等を直接お伺いする窓口を工事を実施する箇所の近くに設置し、ご質問に対して丁寧に回答し、ご理解をさらに深めて頂けるよう努めていく。

また、実施した環境保全のための措置の内容やモニタリングの結果についても公表を行い、透明性を確保していく。

事業の実施にあたっては、地元のご理解とご協力を得ることが重要であると認識しており、今後もこうした取り組みを通じて事業へのご理解をさらに深めていただき、ご協力をいただけるよう、着実に取り組んでいく。